

平成29年度 第4回

村上市国民健康保険運営協議会

議 案 書

平成30年 2月 1日

会場 村上市役所5階 第4会議室

平成29年度 第4回村上市国民健康保険運営協議会
会 議 次 第

日 時 平成30年 2月 1日 (木)

午後2時から

会 場 村上市役所 5階 第4会議室

1 開 会

2 挨拶

3 出席委員数の報告

4 会議録署名委員の指名

5 報 告

(1) 平成30年度国民健康保険特別会計予算(案)について …… 資料1

(2) 村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について
…… 資料2(当日配布)

(3) 村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例(案)
について …… 資料3

5 議 事

(1) 村上市国民健康保険税率改定の諮問及び答申について …… 資料4

(2) 村上市第2期国民健康保険データヘルス計画及び村上市第3期特定
健康診査・特定保健指導実施計画(素案)のパブリックコメント実
施結果の公表と計画案の調製・答申について …… 資料5(当日配布)

6 その他

(1) 法令改正に伴う本協議会委員の任期変更と次期委員の委嘱について
…… 資料6(当日配布)

(2) その他

村上市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成29年4月1日現在

(任期：平成28年5月1日～平成30年4月30日)

| 委員の区分 | 委員の氏名 | 役職・推薦母体 | 備考 |
|--------------------------|----------------------|-------------------------------------|---------|
| 国保条例第2条1号 被保険者代表 | さとう かず ひさ 佐藤 和久 | 村上地域区長会（野潟区長） | |
| | うちやま あき よし 内山 秋善 | 神林地域区長会（志田平区長） | |
| | ふじ い しん いち 藤井 伸一 | 山北地域区長会（府屋本町区長） | |
| 国保条例第2条2号 保険医・保険薬剤師代表 | いが よし ろう 伊賀 芳朗 | いが医院 （村上市岩船郡医師会副会長） | |
| | まえ かわ たか し 前川 隆志 | 前川歯科クリニック （村上市岩船郡歯科医師会理事） | |
| | さか い あき ひろ 坂井 明弘 | 南町薬局 （村上市岩船郡薬剤師会） | |
| 国保条例第2条3号 公益代表 | たかむら ゆき お ○高村 行雄 | 村上市社会福祉協議会副会長 | |
| | さとう まこと 佐藤 忠 | 村上支部老人クラブ連合会会長 | |
| | すが わら じつ お ◎菅原 実雄 | 村上市民生委員児童委員協議会 連合会副会長 | |
| 国保条例第2条4号被用者 保険代表 | さいとう のぶ ただ 齋藤 敦匡 | 全国健康保険協会新潟支部業務部長 | |
| | あいざわ み え 相澤 美恵 | 国土交通省共済組合第九管区海上保 安本部支部総務部厚生課共済係長 | 29.4.1～ |
| | はせべ ぜんいち 長谷部 善一 | 新興プランテック・ニイガタ 健康保険組合常務理事 | |

(順不同・敬称略) [◎会長 ○職務代理者]

村上市国民健康保険運営協議会事務局名簿

| No. | 所属 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|-----|-------------|------|-------|--------|
| 1 | 保健医療課 | 課長 | 信田 和子 | |
| 2 | 税務課 | 課長 | 建部 昌文 | |
| 3 | 保健医療課 国保室 | 課長補佐 | 高橋 晃 | 国保室長 |
| 4 | 保健医療課 健康支援室 | 課長補佐 | 中村 和子 | 健康支援室長 |
| 5 | 保健医療課 国保室 | 副参事 | 佐藤 克也 | |
| 6 | 税務課 保険税係 | 係長 | 瀬賀 由香 | |
| 7 | 保健医療課 国保室 | 主事 | 勝見 悠 | 書記 |

平成30年度 村上市国民健康保険 特別会計予算（案）の概要

市民の健康増進と制度の安定運営を目指して

2018/1/24

保健医療課

平成30年度 村上市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

平成30年度村上市国民健康保険（以下「村上市国保」）特別会計予算（案）の概要をご説明します。

◇◇ はじめに ◇◇

国民健康保険は、被用者保険等に属さないすべての人が加入し、わが国の国民皆保険の中核として、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に大きく寄与してきましたが、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、他の制度と比べ被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得に占める国保税負担が重いなどといった、構造的な問題を数多く抱えており、市町村国保の財政運営は非常に厳しい状況にあります。

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」により、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担うこととなります。しかし、資格管理や保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などは引き続き市町村が担うものとされ、保険者であることには変わりありません。

村上市では、新潟県の国保運営方針を踏まえ、新潟県国民健康保険連携会議などを通じて、県や国保連合会及び県内市町村と協議、連携を図り、新制度へのスムーズな移行と村上市国保の安定的な運営に努めてまいります。

◇◇ 村上市国保被保険者の状況 ◇◇

村上市国保の被保険者は、毎年減少傾向にあります。

平成30年度は次のとおり見込んでいます。

| 内訳 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 (9月末) | 30年度 (見込) |
|------------|--------|--------|--------|--------|---------------|--------------|
| 世帯数（世帯） | 9,935 | 9,637 | 9,389 | 9,134 | 8,694 | 8,469 |
| 一般被保険者（人） | 15,666 | 15,094 | 14,664 | 14,285 | 13,633 | 13,015 |
| 退職被保険者（人） | 1,505 | 1,269 | 988 | 685 | 385 | 210 |
| （再掲）介護分 | 6,527 | 5,938 | 5,425 | 4,910 | 4,379 | 3,929 |
| （再掲）前期高齢者 | 6,901 | 7,029 | 7,173 | 7,250 | 7,160 | 7,190 |
| （再掲）70歳以上 | 3,430 | 3,404 | 3,283 | 3,125 | 3,198 | 3,348 |
| 被保険者数合計（人） | 17,171 | 16,363 | 15,652 | 14,970 | 14,018 | 13,225 |
| 前年度比（人） | △872 | △808 | △711 | △682 | △952 | △793 |
| 前年度比（%） | △4.8 | △4.7 | △4.3 | △4.3 | △6.3 | △5.6 |

※各年度年間平均数値

◇◇ 村上市国保 歳入歳出の状況 ◇◇

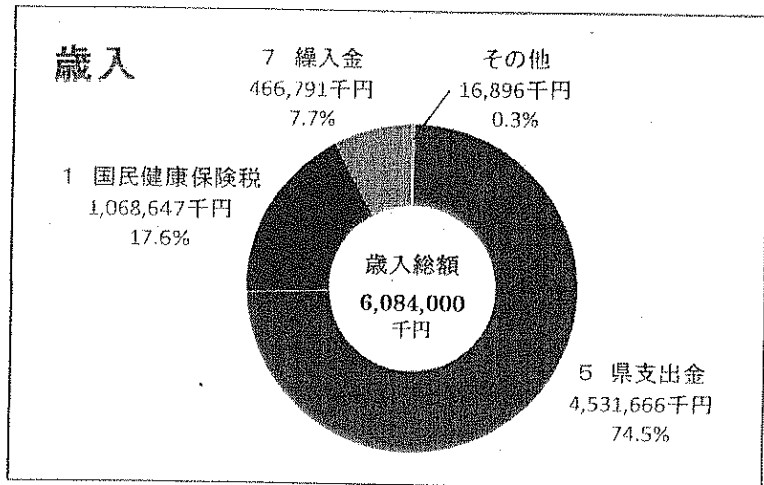
平成 30 年度村上市国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ 60 億 8,400 万円で、前年度比 15 億 8,400 万円、20.7%の減額となりました。

大幅な減額となった主な理由は、制度改革により保険給付費に対する国負担金や前期高齢者交付金等の交付先が市から県に移行し、代わりに医療給付に必要な財源として県から普通交付金として交付されることになったこと、国保連合会が行っていた高額医療費の共同事業が廃止されたこと等が挙げられます。

歳入のうち自主財源である国民健康保険税は、県に納入する国民健康保険事業費納付金の財源として必要額を算定する仕組みとなったため、平成 30 年度において税率改定を行うこととしています。国民健康保険税は歳入総額の 17.6%にあたります。

保険給付費の財源は、県から保険給付費等交付金の普通交付金分として交付されます。そのため、県支出金は前年度より大幅な増となり、歳入総額の 74.5%を占めています。

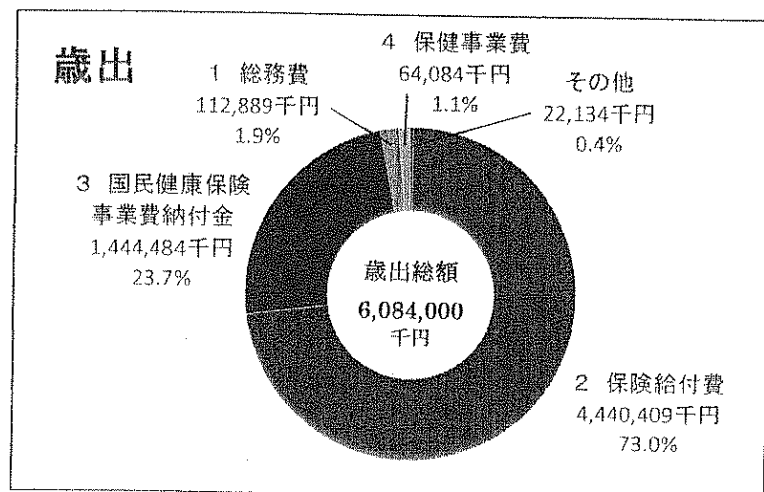
一般会計からの繰入金は、国の示す繰入基準及び予算編成通知に基づく繰入金を計上し、法定外繰入は行っていません。



歳出では、被保険者の医療費にあたる保険給付費を 44 億 4,040 万 9 千円と見込みました。これは歳出総額の 73.0%を占めています。

平成 30 年度からの新たな歳出科目である国民健康保険事業費納付金は、県から示された額と同額を計上しました。これは歳出総額の 23.7%を占めています。なお、事業費納付金には医療給付費分のほか、後期高齢者支援金分と介護納付金分が含まれます。

保健事業費では、特定健診・特定保健指導や人間ドック費用助成、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知などを盛り込みました。



◇◇ 村上市国保 歳入の費目別状況 ◇◇

【歳入】

(単位：千円)

| 款 | 30年度予算額 | 29年度予算額 | 比較(30-29) |
|-------------|-----------|-----------|------------|
| 01 国民健康保険税 | 1,068,647 | 1,129,613 | △60,966 |
| 02 分担金及び負担金 | 4,928 | 8,075 | △3,147 |
| 03 使用料及び手数料 | 700 | 800 | △100 |
| 04 国庫支出金 | 50 | 1,558,613 | △1,558,563 |
| 05 県支出金 | 4,531,666 | 350,764 | 4,180,902 |
| 06 財産収入 | 10 | 10 | 0 |
| 07 繰入金 | 466,791 | 511,574 | △44,783 |
| 08 繰越金 | 2 | 2 | 0 |
| 09 諸収入 | 11,206 | 11,203 | 3 |
| (療養給付費等交付金) | 0 | 125,125 | △125,125 |
| (前期高齢者交付金) | 0 | 2,153,730 | △2,153,730 |
| (連合会支出金) | 0 | 1 | △1 |
| (共同事業交付金) | 0 | 1,818,490 | △1,818,490 |
| 歳入合計 | 6,084,000 | 7,668,000 | △1,584,000 |

01 国民健康保険税 【予算額 1,068,647千円/前年度比 △60,966千円】

国民健康保険税は、県に納入する事業費納付金の財源として必要額を算定する仕組みとなりました。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分からなり、被保険者数の減少や制度改革に伴う公費の拡充等から、前年度と比較して6,096万6千円の減となっています。

| 目 | 節 | 30年度予算額 | 29年度予算額 | 比較(30-29) |
|-------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 01 一般被保険者国民健康保険税 | 医療給付費分現年課税分 | 635,732 | 706,548 | △70,816 |
| | 介護納付金分現年課税分 | 87,639 | 84,879 | 2,760 |
| | 後期高齢者支援金分現年課税分 | 268,057 | 225,285 | 42,772 |
| | 医療給付費分滞納繰越分 | 39,030 | 46,316 | △7,286 |
| | 介護納付金分滞納繰越分 | 7,045 | 8,430 | △1,385 |
| | 後期高齢者支援金分滞納繰越分 | 12,636 | 14,793 | △2,157 |
| 02 退職被保険者等国民健康保険税 | 医療給付費分現年課税分 | 8,992 | 23,353 | △14,361 |
| | 介護納付金分現年課税分 | 3,448 | 9,279 | △5,831 |
| | 後期高齢者支援金分現年課税分 | 3,879 | 7,453 | △3,574 |
| | 医療給付費分滞納繰越分 | 1,363 | 2,015 | △652 |
| | 介護納付金分滞納繰越分 | 414 | 638 | △224 |
| | 後期高齢者支援金分滞納繰越分 | 412 | 624 | △212 |
| 合計 | | 1,068,647 | 1,129,613 | △60,966 |

国民健康保険税は、平成 23 年度に税率を改定していますが、被保険者数の減少傾向などにより歳入額も減少傾向が続いています。

【国保税年次別決算額】

(単位：千円)

| 年度 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 計 | 1,560,776 | 1,543,644 | 1,484,493 | 1,398,739 | 1,287,161 | 1,247,246 |

02 分担金及び負担金 【予算額 4,928 千円／前年度比 △3,147 千円】

特定健診受診者の一部負担金です。平成 30 年度から心電図、眼底検査の無償化を実施することにより減額となります。

03 使用料及び手数料 【予算額 700 千円／前年度比 △100 千円】

保険税の収納に係る督促手数料（1 件 100 円）を計上しています。

04 国庫支出金 【予算額 50 千円／前年度比 △1,558,563 千円】

01 国庫補助金 50 千円 (△466,723 千円)

01 災害臨時特例補助金 50 千円

東日本大震災被災者の療養の給付に係る一部負担金免除など特例措置の実施に対する補助金（補助率 7/10）

※国庫補助金で平成 30 年度から予算計上しない科目

○財政調整交付金 (△459,929 千円)

交付先が県に移行するため皆減

○国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 (△6,794 千円)

平成 29 年度限りのため皆減

※国庫支出金のうち、国庫負担金は予算計上せず (△1,091,840 千円)

○療養給付費等負担金 (△1,037,713 千円)

交付先が県に移行するため皆減

○高額医療費共同事業負担金 (△43,744 千円)

交付先が県に移行するため皆減

○特定健康診査等負担金 (△10,383 千円)

交付先が県に移行するため皆減（県負担金に含まれる）

05 県支出金 【予算額 4,531,666 千円／前年度比 4,180,902 千円】

01 県負担金・補助金 4,531,666 千円 (4,180,902 千円)

01 保険給付費等交付金 4,531,666 千円 (皆増)

制度改革に伴い予算科目が変更となり新設されました。保険給付費や保健事業費等の財源として県から交付されるものです。

○普通交付金分 4,417,704 千円

保険給付費の財源として交付されるものです。保険給付費に対する国・県の負担金や前期高齢者交付金等のほか、市が県に納入する事業費納付金を財源としています。金額は、県から示された額と同額を計上しました。

○特別交付金分 113,962 千円

保健事業費等の財源として交付されるものです。

・保険者努力支援分 30,608 千円

保険者努力支援制度において平成 29 年度の取り組みに対する評価によって交付されるものです。

・特別調整交付金分（市町村向け） 42,835 千円

調整交付金の交付先は県となりましたが、特別調整交付金のうち市町村向けの交付金が県から交付されます。市町村の特別な事情（村上市では精神疾患に係る給付が高いことなど）が考慮され算定されます。

・都道府県繰入金（2号分） 19,825 千円

従来への支援交付金。これまでは、市町村の保健事業等に対する取り組みが評価され算定されてきました。平成 30 年度に見直しされることが決まっていますが、内容は未定です。金額は県から示された金額と同額を計上しました。

・特定健診等負担金 20,694 千円

特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する対象費用のうち、国と県がそれぞれ 1/3 に相当する額を負担します。国の負担分は県に交付されることになったため、県から国負担分を合わせて 2/3 が交付されます。

06 財産収入 【予算額 10 千円／前年度比 増減なし】

国民健康保険事業財政調整基金（国民健康保険給付準備基金から名称変更の予定）の利息収入を計上しています。

07 繰入金 【予算額 466,791 千円／前年度比 △44,783 千円】

01 他会計繰入金 466,791 千円（△23,783 千円）

01 一般会計繰入金 466,791 千円（△23,783 千円）

○保険基盤安定繰入金 271,389 千円（△38,022 千円）

保険基盤安定制度は、低所得者に対する保険税軽減相当額を、国・都道府県が補てんする保険税軽減分（負担割合：都道府県 3/4、市町村 1/4）と保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を公費で補てんすることにより、低所得者を多く抱える市町村を支援する保険者支援分（負担割合：国 1/2、

都道府県 1/4、市町村 1/4) により構成されます。

- ・保険税軽減分 170,637 千円 (△27,479 千円)
- ・保険者支援分 100,752 千円 (△10,543 千円)

○職員給与費等繰入金 82,042 千円 (8,793 千円)
国民健康保険事務費 (人件費) にかかる繰入金

○出産育児一時金等繰入金 10,000 千円 (△1,200 千円)
出産育児一時金は、404,000 円に産科医療保障制度 16,000 円が加算され、基本的に 1 子につき 420,000 円となります。出産育児一時金所要額の 2/3 相当額を一般会計から国保特会へ繰り入れるものです。

○財政安定化支援事業繰入金 72,513 千円 (7,573 千円)
保険者の責めに帰することができない特別な事情「高齢者が多いこと」「低所得者が多いこと」「病床数が多いこと」などに着目して繰入が認められているもので、交付税措置が講じられています。

○事務費繰入金 30,856 千円 (△917 千円)
国民健康保険事務費 (人件費を除く) にかかる繰入金です。

○その他繰入金 1 千円

※繰入金のうち、基金繰入金は予算計上せず (△21,000 千円)

平成 29 年度末基金残高 (見込) 81,310,081 円

08 繰越金 【予算額 2 千円 / 前年度比 増減なし】

前年度 (平成 29 年度) 国保特会からの繰越金を項目計上しています。

09 諸収入 【予算額 11,206 千円 / 前年度比 3 千円】

01 延滞金及び過料 9,200 千円 (増減なし)

02 雑入 2,006 千円 (3 千円)

医療費の返納金、第三者納付金などの諸収入を計上しています。

※制度改革に伴う予算科目の変更により平成 30 年度から予算計上しない歳入科目 (款)

○療養給付費等交付金 (△125,125 千円)

退職被保険者とその被扶養者の医療給付に対する被用者保険の拠出金を財源とした交付金。交付先が県に移行するため皆減

○前期高齢者交付金 (△2,153,730 千円)

65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費負担の保険者間の不均衡を調整するための交付金。交付先が県に移行するため皆減

○連合会支出金 (△1 千円)

予算科目廃止

○共同事業交付金 (△1,818,490 千円)

国保連合会が行っていた高額医療費の共同事業。事業廃止に伴い皆減

◇◇ 村上市国保 歳出の費目別状況 ◇◇

【歳出】

(単位：千円)

| 款 | 30年度予算額 | 29年度予算額 | 比較(30-29) |
|-----------------|-----------|-----------|------------|
| 01 総務費 | 112,889 | 112,141 | 748 |
| 02 保険給付費 | 4,440,409 | 4,680,640 | △240,231 |
| 03 国民健康保険事業費納付金 | 1,444,484 | 0 | 1,444,484 |
| 08 保健事業費 | 64,084 | 63,430 | 654 |
| 09 基金積立金 | 11 | 11 | 0 |
| 10 公債費 | 200 | 200 | 0 |
| 11 諸支出金 | 11,923 | 11,701 | 222 |
| 12 予備費 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| (後期高齢者支援金等) | 0 | 765,206 | △765,206 |
| (前期高齢者納付金等) | 0 | 2,854 | △2,854 |
| (老人保健拠出金) | 0 | 20 | △20 |
| (介護納付金) | 0 | 312,514 | △312,514 |
| (共同事業拠出金) | 0 | 1,709,283 | △1,709,283 |
| 歳出合計 | 6,084,000 | 7,668,000 | △1,584,000 |

01 総務費 【予算額 112,889 千円 / 前年度比 748 千円】

国保事業を運営するための一般事務費(総務管理費、徴税費、運営協議会費)を計上しています。

01 総務管理費 106,381 千円 (725 千円)

01 一般管理費 102,961 千円 (1,128 千円)

一般事務費、職員人件費を計上しています。

02 連合会負担金 3,420 千円 (△403 千円)

国保連合会への負担金を計上しています。

02 徴税費 6,059 千円 (16 千円)

国保税の賦課徴収にかかる経費を計上しています。

03 運営協議会費 449 千円 (7 千円)

国保運営協議会にかかる経費を計上しています。

02 保険給付費 【予算額 4,440,409 千円／前年度比 △240,231 千円】

平成 30 年度の保険給付費は、28 年度までの医療費実績、平成 29 年度決算見込み及び被保険者数の推移見込みを参考に市で積算し、所要額を県に報告したものです。

平成 22 年度以降の一般被保険者療養給付費の決算状況は、被保険者数の減少にもかかわらず微増減の傾向ですが、一人当たり医療費は上昇傾向が続いています。

【年度別一般被保険者療養給付費の決算状況】 (単位：千円)

| 年度 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 計 | 4,079,890 | 3,976,428 | 3,998,615 | 3,941,948 | 4,083,349 | 3,975,614 |

【被保険者一人当たり医療費の状況】 (単位：円)

| 年度 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 村上市 | 334,929 | 335,019 | 350,139 | 358,305 | 380,225 | 381,447 |
| 県平均 | 318,130 | 323,939 | 331,947 | 339,895 | 355,424 | 359,391 |

保険給付費総額としては、前年度比 2 億 4,023 万 1 千円減となる 44 億 4,040 万 9 千円を見込んでいます。項目別の保険給付費予算額は次のとおりです。 (単位：千円)

| 項 | 目 | 30 年度予算額 | 29 年度予算額 | 比較 (30-29) |
|-----------|-----------------|-----------|-----------|------------|
| 01 療養諸費 | 01 一般被保険者療養給付費 | 3,725,188 | 3,980,470 | △255,282 |
| | 02 退職被保険者療養給付費 | 110,324 | 103,000 | 7,324 |
| | 03 一般被保険者療養費 | 10,022 | 13,000 | △2,978 |
| | 04 退職被保険者療養費 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| | 05 審査支払手数料 | 10,061 | 11,200 | △1,139 |
| 02 高額療養費 | 01 一般被保険者高額療養費 | 537,038 | 532,900 | 4,138 |
| | 02 退職被保険者高額療養費 | 24,424 | 15,018 | 9,406 |
| | 03 一般被保険者高額介護合算 | 300 | 200 | 100 |
| | 04 退職被保険者高額介護合算 | 50 | 50 | 0 |
| 03 移送費 | 01 一般被保険者移送費 | 1 | 1 | 0 |
| | 02 退職被保険者移送費 | 1 | 1 | 0 |
| 04 出産育児諸費 | 01 出産育児一時金 | 15,000 | 16,800 | △1,800 |
| 05 葬祭諸費 | 01 葬祭費 | 7,000 | 7,000 | 0 |
| 合 計 | | 4,440,409 | 4,680,640 | △240,231 |

03 国民健康保険事業費納付金 【予算額 1,444,484 千円／新設（皆増）】

制度改革に伴い、都道府県が国保の財政運営の責任主体となったことにより、市町村は保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金の財源の一部として国民健康保険事業費納付金を都道府県に納入する仕組みとなりました。事業費納付金の財源は国民健康保険税のほか、一般会計からの繰入金などが充てられます。予算額は、県から示された額と同額を計上しています。

| | |
|---------------|------------|
| 01 医療給付費分 | 973,369 千円 |
| 01 一般被保険者分 | 963,231 千円 |
| 02 退職被保険者分 | 10,138 千円 |
| 02 後期高齢者支援金等分 | 353,052 千円 |
| 01 一般被保険者分 | 348,805 千円 |
| 02 退職被保険者分 | 4,247 千円 |
| 03 介護納付金分 | 118,063 千円 |

※退職区分なし

04 保健事業費 【予算額 64,084 千円／前年度比 654 千円】

○特定健康診査事業

特定健診事務手数料 900 千円

特定健診委託料 35,606 千円

○人間ドック助成事業

疾病の予防、早期発見・早期治療を促進し、被保険者の健康増進を図ります。

人間ドック健診事業委託料 9,000 千円 @1万円×900人

○湯つくり湯ったり事業委託料 5,000 千円

温泉入浴助成事業。平成 25 年度から利用回数制限を無くしました。期間（1～3 月）中の延べ利用者は、平成 28 年度実績（後期含む）で 25,775 名でした。

○保健事業委託料 756 千円 総合型スポーツクラブ（SC）等と連携

・歩こうむらかみプロジェクト 276 千円（愛ランドあさひ）

・ウォーキングイベント 58 千円（愛ランドあさひ）

・生活習慣病予防教室 134 千円（全地区SC等と連携）

・運動普及事業 288 千円（全地区SCと連携）

○医療費通知等作成委託料 984 千円

医療費通知及びジェネリック医薬品利用差額通知の作成を国保連合会へ委託

○インフルエンザ予防接種助成金 600 千円

1 歳以上高校卒業年齢までの子どものインフルエンザ予防接種費用の助成

05 基金積立金 【予算額 11 千円／前年度比 増減なし】

国民健康保険事業財政調整基金（国民健康保険給付準備基金から名称変更の予定）から生じる利息収入を積み立てるものです。

10 公債費 【予算額 200 千円／前年度比 増減なし】

一時借入金利子

11 諸支出金 【予算額 11,923 千円／前年度比 222 千円】

01 償還金及び還付加算金 保険税を還付する際の還付金等を計上しています。

02 繰出金 一般会計への繰出金です。

12 予備費 【予算額 10,000 千円／前年度比 増減なし】

※制度改革に伴う予算科目の変更により平成 30 年度から予算計上しない歳出科目(款)

○後期高齢者支援金等（△765,206 千円）

後期高齢者医療の保険給付費に対する保険者負担分（40%）の拠出金。県が支出することになったため皆減。ただし、その財源の一部は市が県に納入する国民健康保険事業費納付金に含まれます。

○前期高齢者納付金等（△2,854 千円）

65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費負担の保険者間の不均衡を調整するための拠出金。県が支出することになったため皆減。ただし、その財源の一部は市が県に納入する国民健康保険事業費納付金に含まれます。

○老人保健拠出金（△20 千円）

事務費拠出金のみ残っていましたが、平成 29 年度をもって終了しました。

○介護納付金（△312,514 千円）

40歳から64歳の介護保険2号被保険者に係る保険料相当額。県が支出することになったため皆減。ただし、その財源の一部は市が県に納入する国民健康保険事業費納付金に含まれます。

○共同事業拠出金（△1,709,283 千円）

国保連合会が行っていた高額医療費の共同事業。事業廃止に伴い皆減

平成30年度 国民健康保険特別会計予算の概要

歳 入

| 款 | | 平成30年度 | 平成29年度 | 増減額 | 増減率 | 備 考 |
|------|-------|-----------|-----------|-------------|----------|---|
| H30 | (H29) | | | | | |
| 1 | (1) | 1,068,647 | 1,129,613 | △ 60,966 | △ 5.4% | 一般分 △36,112千円(△3.3%)、退職分 △24,854千円(△57.3%) |
| 2 | (2) | 4,928 | 8,075 | △ 3,147 | △ 39.0% | 特定健診一部負担金(心電図、眼底検査を無償としたための減) |
| 3 | (3) | 700 | 800 | △ 100 | △ 12.5% | 国民健康保険税督促手数料 |
| 4 | (4) | 50 | 1,558,613 | △ 1,558,563 | △ 100.0% | 災害臨時特例補助金(左記以外の療養給付費等国庫負担金等の交付先が県となったための減) |
| | (5) | 0 | 125,125 | △ 125,125 | 皆減 | 交付先が県となったため皆減 |
| | (6) | 0 | 2,153,730 | △ 2,153,730 | 皆減 | 交付先が県となったため皆減 |
| 5 | (7) | 4,531,666 | 350,764 | 4,180,902 | 1,191.9% | 保険給付費の財源となる保険給付費等交付金(普通交付金分)4,417,704千円による増 |
| | (8) | 0 | 1 | △ 1 | 皆減 | 科目廃止 |
| | (9) | 0 | 1,818,490 | △ 1,818,490 | 皆減 | 事業廃止に伴い皆減 |
| 6 | (10) | 10 | 10 | 0 | 0.0% | 基金利息収入 |
| 7 | (11) | 466,791 | 511,574 | △ 44,783 | △ 8.8% | 保険基金安定繰入金や基金繰入金等の減 |
| 8 | (12) | 2 | 2 | 0 | 0.0% | |
| 9 | (13) | 11,206 | 11,203 | 3 | 0.0% | |
| 歳入合計 | | 6,084,000 | 7,668,000 | △ 1,584,000 | △ 20.7% | |

歳 出

| 款 | | 平成30年度 | 平成29年度 | 増減額 | 増減率 | 備 考 |
|------|-------|-----------|-----------|-------------|---------|---|
| H30 | (H29) | | | | | |
| 1 | (1) | 112,889 | 112,141 | 748 | 0.7% | |
| 2 | (2) | 4,440,409 | 4,680,640 | △ 240,231 | △ 5.1% | 県から示された保険給付費総額と同額(被保険者数の減により減額) |
| | (3) | 0 | 765,206 | △ 765,206 | 皆減 | 支出元が県となったため皆減(国県負担分を除いた費用が、県へ納入する事業費納付金に含まれる) |
| | (4) | 0 | 2,854 | △ 2,854 | 皆減 | 支出元が県となったため皆減 |
| | (5) | 0 | 20 | △ 20 | 皆減 | 29年度をもって終了 |
| | (6) | 0 | 312,514 | △ 312,514 | 皆減 | 支出元が県となったため皆減(国県負担分を除いた費用が、県へ納入する事業費納付金に含まれる) |
| | (7) | 0 | 1,709,283 | △ 1,709,283 | 皆減 | 事業廃止に伴い皆減 |
| 3 | | 1,444,484 | 0 | 1,444,484 | 皆増 | 県から示された事業費納付金の額と同額 ・医療給付費分 973,367,946円(一般 963,230,500円、退職 10,137,446円) ・後期支援金分 353,051,781円(一般 348,804,916円、退職 4,246,865円) ・介護納付金分 118,062,193円(退職区分なし) |
| 4 | (8) | 64,084 | 63,430 | 654 | 1.0% | 特定健診委託料等の増 |
| 5 | (9) | 11 | 11 | 0 | 0.0% | |
| 6 | (10) | 200 | 200 | 0 | 0.0% | |
| 7 | (11) | 11,923 | 11,701 | 222 | 1.9% | |
| 8 | (12) | 10,000 | 10,000 | 0 | 0.0% | |
| 歳出合計 | | 6,084,000 | 7,668,000 | △ 1,584,000 | △ 20.7% | |

村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定（案）について

【改正理由】

平成 30 年 4 月 1 日から「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、国民健康保険運営協議会に係る規定の一部を変更する必要があるため。

【改正内容】

目次の第 1 章及び第 2 章の章文の加除修正。

第 1 条及び第 2 条の見出しの加除修正。

協議会の名称に係る規定の追加。

第 3 条及び第 4 条の字句の修正。

【施行期日】

平成 30 年 4 月 1 日

(案)

「別記」

平成30年村上市条例第 号

村上市国民健康保険条例の一部を改正する条例

村上市国民健康保険条例（平成20年村上市条例第157号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 本市が行う国民健康保険」を「第1章 本市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条の見出し中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条を第2条の2とする。

第1条の次に次の条を加える。

（国民健康保険の運営に関する協議会の名称）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、村上市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第3条中「前条」を「前2条」に改める。

第4条第1項第4号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(案)

村上市国民健康保険条例（平成20年村上市条例第157号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 本市が行う国民健康保険の事務（第1条）</p> <p>第2章 <u>本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>（第2条・第3条）</p> <p> 第1章 本市が行う国民健康保険の事務 （本市が行う国民健康保険の事務）</p> <p>第1条 （略）</p> <p> 第2章 <u>本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> （国民健康保険の運営に関する協議会の名称）</p> <p>第2条 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）</u> 第11条第2項に規定する本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、<u>村上市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）</u>とする。 （協議会 _____ の委員の定数）</p> <p>第2条の2 <u>協議会 _____</u> の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p> (1)～(4) （略） （委任）</p> | <p>目次</p> <p>第1章 本市が行う国民健康保険 _____（第1条）</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会 _____</u>（第2条・第3条）</p> <p> 第1章 本市が行う国民健康保険 _____ （本市が行う国民健康保険 _____）</p> <p>第1条 （略）</p> <p> 第2章 <u>国民健康保険運営協議会 _____</u> （追加）</p> <p> （国民健康保険運営協議会の委員の定数）</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）</u>の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p> (1)～(4) （略） （委任）</p> |

第3条 前2条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部負担金)

第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法

第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

2 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部負担金)

第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）

第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

2 (略)

(追加)

村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例制定（案）について

【改正理由】

国民健康保険制度改革により、県が国保財政の責任主体になるなど国保財政の仕組みが変わることに伴い、出産及び葬祭費用を除く保険給付に係る費用が県から全額支給されることや新たに導入される事業費納付金を含めて健全な国保財政の運営に資するものとするため。

【改正内容】

国保の財政運営に資する基金であることから、保険給付等への不足の場合だけでなく、国保財政に支障が生じる場合に使用できるようにするとともに、決算余剰金が生じた場合は、国・県等の償還額を除いた範囲内で積み立てができるようにする。

【施行期日】

平成 30 年 4 月 1 日

(案)

「別記」

平成30年村上市条例第 号

村上市国民健康保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例

村上市国民健康保険給付等準備基金条例（平成20年村上市条例第81号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

村上市国民健康保険事業財政調整基金条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 本市は、国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、村上市国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条第2項を削る。

第6条中「保険給付等に要する費用に不足」を「国民健康保険事業費納付金の不足等国民健康保険事業の財政運営に支障」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(案)

村上市国民健康保険給付等準備基金条例（平成20年村上市条例第81号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>村上市国民健康保険事業財政調整基金条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、<u>村上市国民健康保険事業財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>国民健康保険事業納付金の不足等国民健康保険事業の財政運営に支障を生じた場合に限り、全部又は一部を処分することができる。</u></p> | <p>村上市国民健康保険給付等準備基金条例 (設置)</p> <p>第1条 本市は、国民健康保険の保険給付、老人保健拠出金、後期高齢者支援金、保健事業及び介護納付金（以下「保険給付等」という。）に要する費用に不足を生じたときの費用に充てるため、<u>村上市国民健康保険給付等準備基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該年度及びその前2年度における保険給付に要した費用の額の平均年額の12分の2に達するまで当該平均年額の12分の1に相当する金額（当該剰余金が当該平均年額の12分の1に相当する金額に満たないときは、その額）を当該剰余金のうちから基金に積み立てるものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>保険給付等に要する費用に不足</u> <u>を生じた場合に限り、全部又は一部を処分することができる。</u></p> |

附 則

(加える)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

H30年度保険税率検討資料

資料 4

県が示した本算定の標準保険料率では、賦課割合（応能割・応益割45%以上55%以内）が保てず、また応益割額合計が現行より高いため、低所得者の負担が増える結果となりました。県の率は使えないことを確認したことから、右記の留意事項を満たす税率を適正算定システムから算定しました。

改定後の保険税率は、賦課割合を満たし、現行より負担が増えないものとなっています。

〔留意事項〕

- ◎以下3つを満たすよう設定
- ①需要額を満たす
- ②賦課割合を保つ
- ③低所得者の負担を増やさない

現行保険税率と改定後保険税率の比較

| 課税区分 | | ①現行保険税率 | ②改定後保険税率 | 比較(②-①) |
|------|-----------|----------|----------|----------|
| 医療分 | 所得割 (応能割) | 7.50 % | 6.30 % | -1.20 % |
| | 均等割 (応益割) | 26,000 円 | 20,500 円 | -5,500 円 |
| | 平等割 (応益割) | 12,400 円 | 14,600 円 | 2,200 円 |
| 支援分 | 所得割 (応能割) | 2.50 % | 2.80 % | 0.30 % |
| | 均等割 (応益割) | 9,900 円 | 12,300 円 | 2,400 円 |
| 介護分 | 所得割 (応能割) | 2.20 % | 2.40 % | 0.20 % |
| | 均等割 (応益割) | 13,000 円 | 13,900 円 | 900 円 |

| | ①現行税率 | ②改定後税率 | 比較(②-①) |
|------|----------|----------|---------|
| 応能割計 | | | |
| 介護なし | 10.00 % | 9.10 % | -0.90 % |
| 介護あり | 12.20 % | 11.50 % | -0.70 % |
| 応益割計 | | | |
| 介護なし | 48,300 円 | 47,400 円 | -900 円 |
| 介護あり | 61,300 円 | 61,300 円 | 0 円 |

※県の本算定結果は、現段階ではまだ「内示」のため、取扱いに十分注意するよう指導がありました。

このことから、詳細な資料につきましては当日配布、当日回収とさせていただくことをご了承願います。

(別紙1)

村上市パブリックコメント手続を行う案件

| | | | |
|--------------|--|-------------------|-------|
| 案件の名称 | 村上市第2期国民健康保険データヘルス計画及び村上市第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画（素案） | | |
| 意見募集期間 | 自：平成30年 1月 4日 至：平成30年 1月25日 | 担当課局 | 保健医療課 |
| 案件の概要 | <p>「第2期国民健康保険データヘルス計画」は、診療報酬明細書（レセプト）等のデータ分析と、それに基づく加入者の健康保持増進のための保健事業の実施計画です。</p> <p>「第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画」は、生活習慣病予防を目的に実施する特定健康診査、特定保健指導の実施計画です。</p> <p>国の指針等では両計画を一体的に策定することも可能としており、本市においても、特定健診等が保健事業の中核をなすものであることから、一体的に策定するものです。</p> <p>計画期間は平成30年度から平成35年度の6年間です。</p> | | |
| 案件の趣旨、目的及び背景 | <p>「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、市町村国保を含む全ての保険者に、レセプト等のデータの分析に基づく加入者の健康保持増進のための事業計画（データヘルス計画）を作成し、事業実施、評価等を行うことを推進するとされました。</p> <p>これを踏まえ、国民健康保険法に基づく保健事業実施指針（厚生労働省告示）に基づき、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、平成28年度に第1期計画を策定し、各種保健事業に取り組んできました。</p> <p>前期計画が最終年度を迎えるにあたって評価を実施し、本市の健康課題の改善に向けた第2期計画を策定するものです。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）により、平成20年4月から、保険者（国保・被用者保険）に対し、40～74歳の被保険者及び被扶養者を対象に、生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施を義務づけられています。</p> <p>これを受け、平成20年度に第1期、平成25年度に第2期特定健康診査・保健指導実施計画を策定して、特定健診等を実施してきました。</p> <p>前期計画が最終年度を迎えるにあたり、第3期計画を策定するものです。</p> | | |
| 今後の予定 | 1月4日～1月25日 | パブリックコメント受付 | |
| | 2月上旬 | 第4回村上市国民健康保険運営協議会 | |
| | 2月下旬 | パブリックコメント結果の公表 | |
| | | 市長に計画案を答申 | |
| 備考 | | | |

(案)

(別紙3)

村上市パブリックコメント手続を行う案件に対する意見の結果

提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方について、次のとおり公表します。

【提出された意見の集計結果】

| | | |
|---------|---|-----|
| 案件の名称 | 村上市第2期国民健康保険データヘルス計画及び村上市第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画（素案） | |
| 意見提出期間 | 平成30年 1月 4日 ～ 平成30年 1月25日 （22日間） | |
| 意見の提出者数 | 0 人 | |
| 意見の提出件数 | 0 件 | |
| 意見の受付状況 | 持参 | 0 人 |
| | 郵送 | 0 人 |
| | ファクシミリ | 0 人 |
| | 電子メール | 0 人 |

【意見の概要とそれに対する市の考え方】

| No | 意見の概要 | 意見に対する市の考え方 |
|----|-------|-------------|
| | 意見なし | |
| 7 | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(案)

平成30年 2月 日

村上市長
高橋 邦 芳 様

村上市国民健康保険運営協議会
会 長 菅 原 実 雄

村上市国民健康保険データヘルス計画及び第2期特定健康診査・
特定保健指導実施計画の評価と次期計画について (答申)

平成29年12月6日付け村保第392号で貴職から諮問を受けた標記の件について、本協議会において平成29年12月21日及び平成30年2月1日の2回にわたり会議を行い慎重に審議した結果、別添の村上市第2期国民健康保険データヘルス計画及び村上市第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画(案)のとおり結論を得たので答申します。

なお、計画の実施にあたってはこの答申を踏まえ、村上市の健康課題である脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の重症化予防と特定健康診査受診率の向上に一層取り組み、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施により、村上市国民健康保険の被保険者の健康増進と医療費の適正化に努められるよう要望します。

別添

村上市第2期国民健康保険データヘルス計画及び村上市第3期特定健康診査・
特定保健指導実施計画(案)

市町村の国保運営協議会の構成等

<委員の構成>

- 従来より市町村に設置されている国保運営協議会にあつては、
- ・「国保の被保険者」、「国保の保険医又は保険薬剤師」、「公益(学識経験者等)」の三者を必ずその構成員とし、
 - ・前期高齢者交付金の太宗を拠出する立場である「被用者保険の代表」については、国保の財政運営の責任主体となる都道府県に新たに設置される国保運営協議会において構成員と位置づけられ、都道府県の国保運営協議会において意見表明が可能であることから、市町村の国保運営協議会では任意の構成員と位置づける。
- ※ なお、被保険者の健康の保持のために必要な保健事業についての全体的な取組方針等は都道府県に置かれる保険者協議会において議論することを想定している。

<委員の数等>

- 国保の被保険者の代表、国保の保険医又は保険薬剤師の代表、公益の代表の各側の意向が適切に配慮されるよう、それぞれ同数とする。
- 被用者保険の代表については、任意の構成員であることに鑑み、他の各側の委員と同数を上限とする。
- 各側委員の具体的な人数については、各市町村の実情を踏まえて条例により決定する。
- 委員の任期については、三年とする。
- ※30年度までは現状通り二年の任期とし、30年度以降の委員の着任以降三年とする。

